

## 「造林公社との弁済合意書の履行適正化委員会」の設置について

### 1. 設置趣旨

(社)滋賀県造林公社および(財)びわ湖造林公社の(株)日本政策金融公庫(旧農林漁業金融公庫)に対する債務を県が免責的に引き受けたことに伴って締結した弁済合意書に基づいて、造林公社から県の負担の代償としての弁済を適正に受けることができるよう、専門的見地から助言を受けるために設置する。

「弁済合意書」とは

- ・平成20年9月に、免責的債務引受に係る県の負担の代償として、造林公社の立木伐採収益から弁済を受ける「弁済合意書」を造林公社と締結。(求償的な性格の契約)
- ・造林公社が県に弁済すべき期日(履行期)は、県が造林公社に催告(履行請求)したときに到来。(第2条)
- ・その催告が適正に行われるために第三者機関を設置し、その意見を尊重。(第2条)

### 2. 検討内容

弁済合意書の催告の時期・方法等

### 3. 委員

(1) 人数：3名

ひしかり	まなぶ	公認会計士・税理士
菱刈	学	
みなみ	やすお	弁護士
南	靖郎	
やす	かずひろ	弁護士
野洲	和博	(五十音順)

(2) 任期：平成22年3月31日まで

### 4. 開催予定

- (1) 第1回：平成21年3月12日(木)  
経過・状況説明、課題の抽出・検討
- (2) 第2回：平成21年3月24日(火)  
当面の対応について整理
- (3) 第3回以降：他の債権者との調整の動向等を踏まえて開催予定